

資料 放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱 (案)

文科生第 号
厚生労働省発雇児第 号
平成19年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長殿
中核市市長

文部科学事務次官
厚生労働事務次官

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則)

1 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等(平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業)については、併せて、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、以下の(1)～(7)の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、(1)～(3)については文部科学大臣が、(4)～(7)については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 放課後子ども教室推進事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のに基づき市町村(特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(2) 放課後子ども教室備品整備事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 放課後児童健全育成事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業)

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6) 放課後児童クラブ支援事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(7) 放課後児童指導員等資質向上事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業及び放課後児童指導員等資質

向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする、

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣又は厚生労働大臣(以下「担当大臣」という。)の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「令」第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければ

ならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式 による申請書に關係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式 による申請書に關係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(交付の決定)

8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

取下げをしようとするときは、担当大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を提出しなければならない。

(変更申請手続)

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業
都道府県知事は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。
- (2) 指定都市・中核市が行う事業
指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。
- (3)(1)及び(2)の場合において、実績報告書の提出期限について担当大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

- 13 担当大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の返還)

- 14 担当大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により4、7、10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は平成19年 月 日から施行する。

(別表)

	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業(放課後子ども教室)費 (1)放課後子ども教室運営費 (2)運営委員会経費 (3)コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	1/3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費 市町村が教室の開設に必要な金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費(施設整備費に該当するものは除く。)	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費 (1)推進委員会経費 (2)コーディネーター研修経費	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費(当該自治体で認める会議費		

	業費	(3) 安全管理員等研修経費 都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	以外の飲食物費を除く。)
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費 (1) 開設日数250日以上 1クラブ(年間平均児童数10~19人)当たり年額990,000円×か所数 1クラブ(年間平均児童数20~35人)当たり年額 1,612,000円×か所数 1クラブ(年間平均児童数36~70人)当たり年額 2,408,000円×か所数 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 3,204,000円×か所数 開設日数加算額(原則として1日8時間以上開所する場合) 13,000円×251日~300日までの250日を超える日数 長時間開設加算額(1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合) 1クラブ当たり年額309,000円×か所数 障害児受入推進費額(障害児を受入れる場合)1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分(開設日数200~249日) 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額1,611,000円×か所数 長時間開設加算額(1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合) 1クラブ当たり年額 296,000円×か所数	放課後児童クラブの運営に必要な経費(飲食物費を除く。)
		2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
	放課後児童指導員等資質向上事業費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費

